

いじめの重大事態に係る調査報告書について

本報告は、令和4年2月24日に本学に設置されたいじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）から提出のあった報告書を元に、いじめの反省と再発防止、及び附属学校園における適切ないじめへの対応に資するために、静岡大学いじめ問題対応委員会（以下「対応委員会」という。）が公表のために作成したものである。

なお、本事案ではいじめの認知と初期対応以後、当事者間の接触は最小限に抑えられており、いじめは継続していないこと、調査報告書も加害者の悪意ある意図性を認めていないこと、個人とその行為が特定されることによって「公表によって達成される社会的利益」を超えて、発達途上にある青少年である被害者・加害者への人権侵害がもたらされる危険があること、を踏まえ、「特定人基準」（注）により個人識別情報を排除した形で、作成された。

1. 事案の概要について

本事案は、人間関係を作りたいという意図をもとに同級生から向けられた「反動形成」的と推測される言動（下校時に遠回りさせられる、誰にも言わないからと言われてテストの点を教えたところ他者に伝えられる、等）が積み重なることによって、本学附属学校の生徒が精神的苦痛を受け、その結果「いじめ防止対策推進法」第29条第1項の規定に基づく重大事態の要件を満たしたとして、令和4年2月22日文科科学大臣に報告したものである。これにより、学長から対応委員会に、調査が付託され、調査委員会による調査が行われた。

2. いじめ行為の認定について

調査委員会は、被害者が聴き取りで証言した加害者の行為については、法の定義に則り、いずれも「いじめ」と認定した。

3. 学校の対応について

報告書では、学校の対応について、以下の問題点が指摘された。

学校では、いじめが起きた場合の対応について当該校の全職員で年度当初に共通理解を図っていたものの、その「聴き取りの方法」等の具体についての周知徹底までには至っておらず、いじめに対する初動が、「いじめ防止対策推進法」の立法目的に沿って確立されていなかったことに課題があった。このため、初動において、担任が被害者に対するいじめを認知した際、双方に十分な聴き取りがないまま加害者に謝らせて和解をさせるという不適切な初期対応がなされた。またその際、あたかも被害者側にも非があると受け取られるような言い方を担任がしてしまい、被害者からの信頼を逸することにつながった。

早期発見のための取組に関して、当該校で実施している複数の取り組みにおいても被害者から心身の苦痛を感じる加害者の行為が示されることがなく、早期発見につなげることができなかった。

本事案が発覚した際も、担任による両生徒への対応のみで、同日に両保護者に対して直接の情報提供や丁寧な説明が不十分であった。また、その後の加害者への指導とそれを終了させるための判断基準が学校から保護者に明確に伝えられていなかったため、結果として両保護者からの学校への不信感が強まってしまった。

4. 今後への対応

これまで、学校・設置者である大学が行ってきたいじめ防止対策に加え、調査委員会からの提言を踏まえ、以下のような対応を行っていく。

ア <学校の対応>

- ① これまで、職員会議や週1回の生徒指導委員会などで、いじめ対応への職員の意識の向上を図るとともに、初期対応の仕方や留意点、組織で対応することの大切さ、記録を残すことを確認してきた。また、年間2回の「教育相談」により生徒の状況把握に努めてきた。これに加え、教員個人の経験に頼ることなく、学校が定めたマニュアルに準拠した対応の徹底を図るとともに、全国的な研修に継続的に参加し、いじめへの適切な対応についての最新の知見を吸収し、それらを年度当初に全教員に周知できる体制をつくること。
- ② 本学教育学部において開発された生徒のレジリエンスに関する研究を元に、本学からのアドバイスも踏まえながら、生徒全員の日常ストレスやレジリエンスを把握・分析し、指導すること。
- ③ 人間関係づくりを円滑にし、他者理解や温かな雰囲気づくり、自己有用感の向上を目指したグループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等を実施すること。
- ④ 現状の取り組みの持つ問題点を見直し、カウンセリングの技法やアセスメントをする際の留意点などについての研修を実施し、生徒の小さな変化や発するSOSに気付く力を養成していくこと。
- ⑤ 加害者に対して学習権を保障しつつ、教育的指導も含めて適切に対応するために、県や市の教育委員会の助言や支援を活用すること。
- ⑥ いじめに関する関係者の責務についての理解を進めるため、保護者とのコミュニケーションを検討し、改善すること。

イ <大学の対応>

- ① これまでにも、管理者訪問・年4回の生徒指導主事会議の開催、概ね2ヶ月おきの不登校・いじめ件数の把握、いじめ対応の実践を行っている他大学の専門家による随時の助言、弁護士・司法書士による法的なサポート体制の構築など、附属学校の生徒指導の状況の的確な把握とガバナンスに務めてきた。これに加え、学校だけで対応が難しいいじめ事案に対して、大学が機を逸せず指導・助言ができる体制を整えるとともに、スムーズにいじめ調査が実施される体制を継続すること。

- ② 大学教員の専門性を活用した授業・研修の提供により、教職員の学びを継続的に評価すること。
- ③ リーフレット「静岡大学教育学部附属学校園におけるいじめへの対応について」を、附属学校の現状を把握しながら、改善を続けること。
- ④ 附属学校内でのいじめ対応の好事例や「対応委員会」を構成する大学の専門家の知見を附属学校間で共有し、さらに効果的な対応を行っていくこと。
- ⑤ 附属学校園における児童生徒支援機能を強化するための予算を確保し、迅速かつ丁寧な生徒指導上の課題への対応が可能とすること。
- ⑥ いじめの初動対応として、学校及び大学が双方向で早期に情報共有、児童・生徒、保護者対応の助言を得ることを念頭に、業務端末搭載のグループウェア〔Garoon（ガルーン）〕の活用を徹底する。

注：特定人基準（関係者基準）

個人識別情報を公表する場合、基本的には一般の人が他の情報と照合する調査等で個人が識別できない範囲で公表する。しかし、いじめに関係した児童生徒は、その後も地域社会で生活し、そこで人間関係を築きながら成長していく。社会もこのような児童生徒の成長を支え、見守らなければならない。このような地域社会での人間関係を踏まえると、一般の人に対する個人識別情報を非開示とするだけでなく、関係者からも個人識別ができないような範囲で公表する必要がある。関係者（特定人）を想定した非開示と判断する対応が各地の答申では見受けられる。特定の関係者であれば個人識別の可能性がある情報を非開示扱いとするのが特定人基準である。